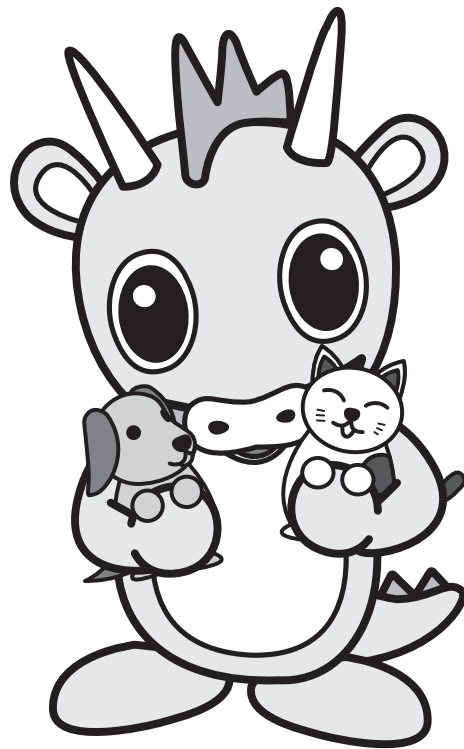


平成30年度

事業概要



さいたま市動物愛護ふれあいセンター

目 次

第1章	総説	2
1.	組織・機構	2
(1)	動物愛護ふれあいセンターの概要	2
(2)	センター設置に係る沿革	3
(3)	施設概要	4
(4)	組織と職員構成及び業務内容	7
(5)	管轄区域	7
(6)	事業予算及び手数料	8
第2章	事業の概要	9
1.	動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）	9
(1)	ふれあい事業実施状況	9
(2)	職場体験教室実施状況	10
(3)	犬・猫の譲渡事業実施状況	12
(4)	動物愛護団体の譲渡活動支援	13
(5)	動物の適正飼養教室実施状況	13
(6)	犬とのふれあい方教室	14
(7)	動物ふれあいフェスティバル	15
(8)	市民講座、講演	16
2.	犬、猫等に関する事業	17
(1)	犬の登録・狂犬病予防注射実施状況	17
(2)	収容に係る業務	17
(3)	動物の管理・処分業務	19
(4)	動物に関する相談	20
3.	動物取扱業及び特定動物に係る業務	22
(1)	動物取扱業に関する業務	22
(2)	特定動物の飼養・保管状況	24
(3)	動物の飼養（収容）許可	25
(4)	多数の動物の飼養に係る届出	25
第3章	統計資料集	26
1.	畜犬登録数、狂犬病予防注射接種数	26
2.	犬の捕獲等収容数及び処分数	26
3.	猫の収容数及び処分数	27
4.	その他の動物の収容数及び処分数（すべて負傷動物として収容）	27
5.	犬・猫の譲渡事業	28
6.	月別来館者数	28
7.	来館者・ふれあい教室参加者	29
8.	苦情・相談件数	29
9.	犬・猫の適正飼養教室参加者数	30
10.	職場体験教室・インターンシップ実施状況	30
11.	第一種動物取扱業登録数の推移	31
12.	動物取扱責任者研修会の開催状況	31
13.	特定動物（危険な動物）の飼養状況	31
14.	職員構成	32
15.	主な事務手数料歳入の内訳	32

第 1 章 総説

1. 組織・機構

(1) 動物愛護ふれあいセンターの概要

【管轄区域の沿革】

本市は埼玉県の南東部、関東平野のほぼ中央部に位置し、都心から 20～40 km 圏域にあります。市内主要駅周辺では、商業機能、行政機能、文化機能などが集積しており、地域の個性を生かしたより高度な都市機能の整備が進められています。一方、市西部を流れる荒川に沿った河川敷や、東部に広がる見沼田んぼなど、首都圏域でも有数の緑地帯を有しています。東西・南北ともに、約 20 km の広がりを持ち、市内を横断・縦断する道路・鉄道網の整備とともに市内全域に住宅地域が形成されています。

【センター設置の経緯と目的】

さいたま市は平成 13 年 5 月 1 日に旧大宮市・与野市・浦和市の 3 市の合併により誕生しました。平成 15 年 4 月 1 日には、全国 13 番目の政令指定都市となり、さらに平成 17 年 4 月には岩槻市と合併、平成 31 年 3 月末現在 130 万人を超える人口となっています。

地域保健、公衆衛生の専門的・技術的な拠点として平成 14 年 4 月に「さいたま市保健所」が開設され、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、本市における動物関連業務を開始しました。当時の保健所は県の合同庁舎を借用しており、狂犬病予防法で設置が義務付けられている抑留犬を収容するための設備が十分でなかったことから、埼玉県との協議により、抑留犬の処分等一部の業務については県に委託をしていました。

一方、近年、動物に対する接し方や価値観が多様化し、動物は単なるペットから、家族の一員へと変化してきました。反面、一部の動物に関わる人々のモラルの低さに起因するトラブルや動物への虐待、悪質な動物取扱業者等、動物に関わる問題も増えてきました。

このような背景を踏まえ、さいたま市保健所から動物関連業務を分離独立し、さらに動物愛護思想の普及を図るため、動物とのふれあい施設としての機能も有する「さいたま市動物愛護ふれあいセンター」が平成 18 年 6 月に開設されました。

【センター運営方針】

- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図ります。
- 動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発等を行い、動物愛護思想の高揚を図ります。
- 動物から人への疾病を未然に防止するため、動物由来感染症の調査研究を行います。

(2) センター設置に係る沿革

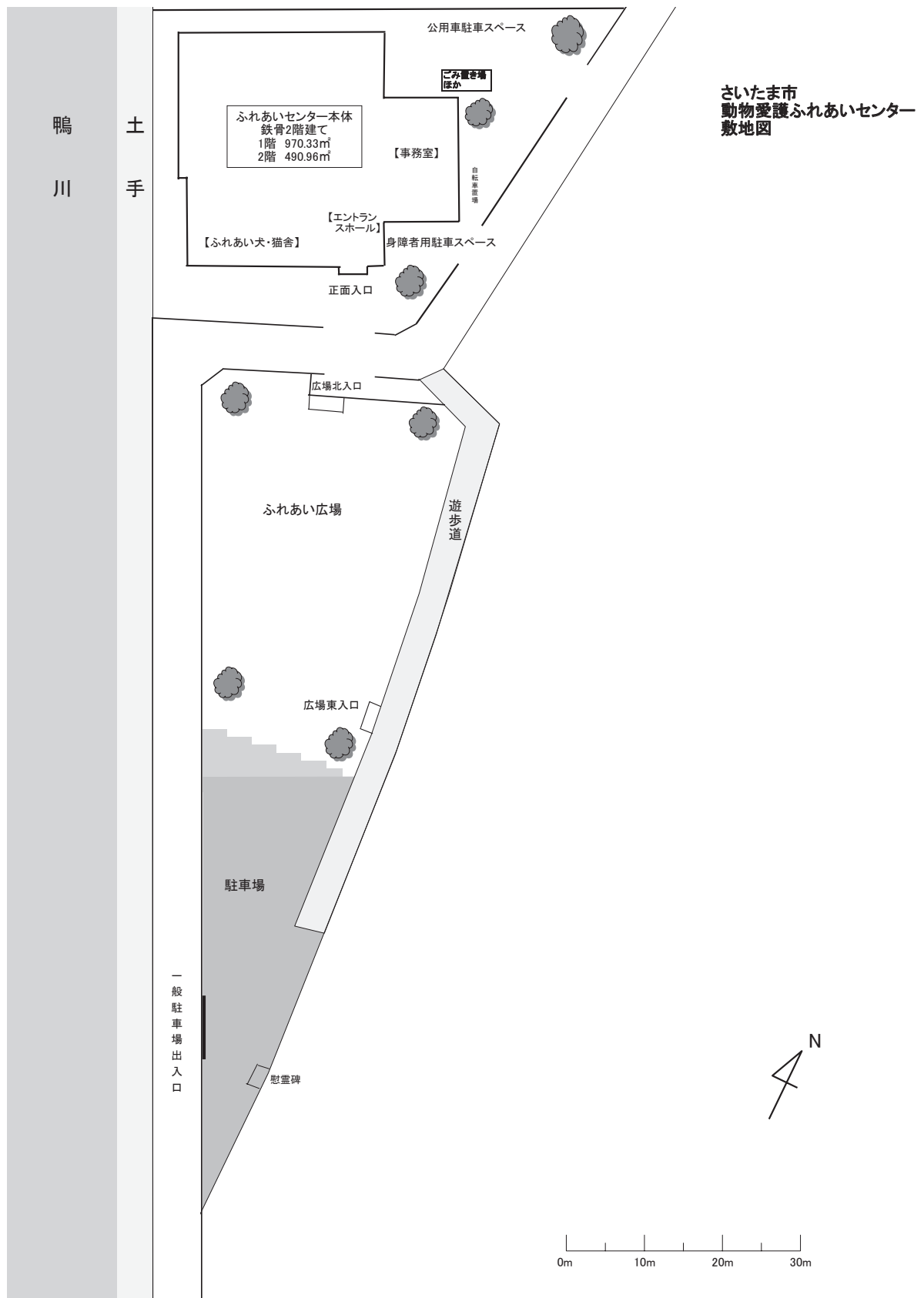
昭和25年8月	狂犬病予防法施行
平成12年12月	動物の愛護及び管理に関する法律施行
平成13年5月	さいたま市誕生（浦和市・大宮市・与野市が合併）
平成13年9月	保健所政令市移行の閣議決定
平成14年4月	さいたま市保健所開設（さいたま市吉敷町 埼玉県合同庁舎内）
・狂犬病予防法関係業務（未登録犬等の抑留、所有者不明犬の公示等）の開始 ・動物の愛護及び管理に関する法律関係業務（動物取扱業の届出受理、危険な動物の飼養許可等）の開始 ・捕獲犬や引取猫等の抑留施設の設置、搬送・処分（処分決定を除く）、狂犬病の病性鑑定等の業務について、5年間を期限として県に委託	
平成15年4月	政令指定都市へ移行
平成16年度	さいたま市動物愛護ふれあいセンター整備促進協議会設置
	建築基本設計・実施設計
平成17年4月	岩槻市と合併
平成17年4月	建設工事・道路工事開始
平成18年3月	さいたま市動物愛護ふれあいセンター条例議決
平成18年6月	さいたま市動物愛護ふれあいセンター条例施行、開設
・狂犬病予防法関係業務・動物の愛護及び管理に関する法律関係業務がさいたま市保健所から移管（狂犬病予防法関係業務のうち、狂犬病発生時の県への報告についてのみ、保健所環境衛生担当において所管）	
平成18年11月	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行 （平成26年10月 改正条例施行）

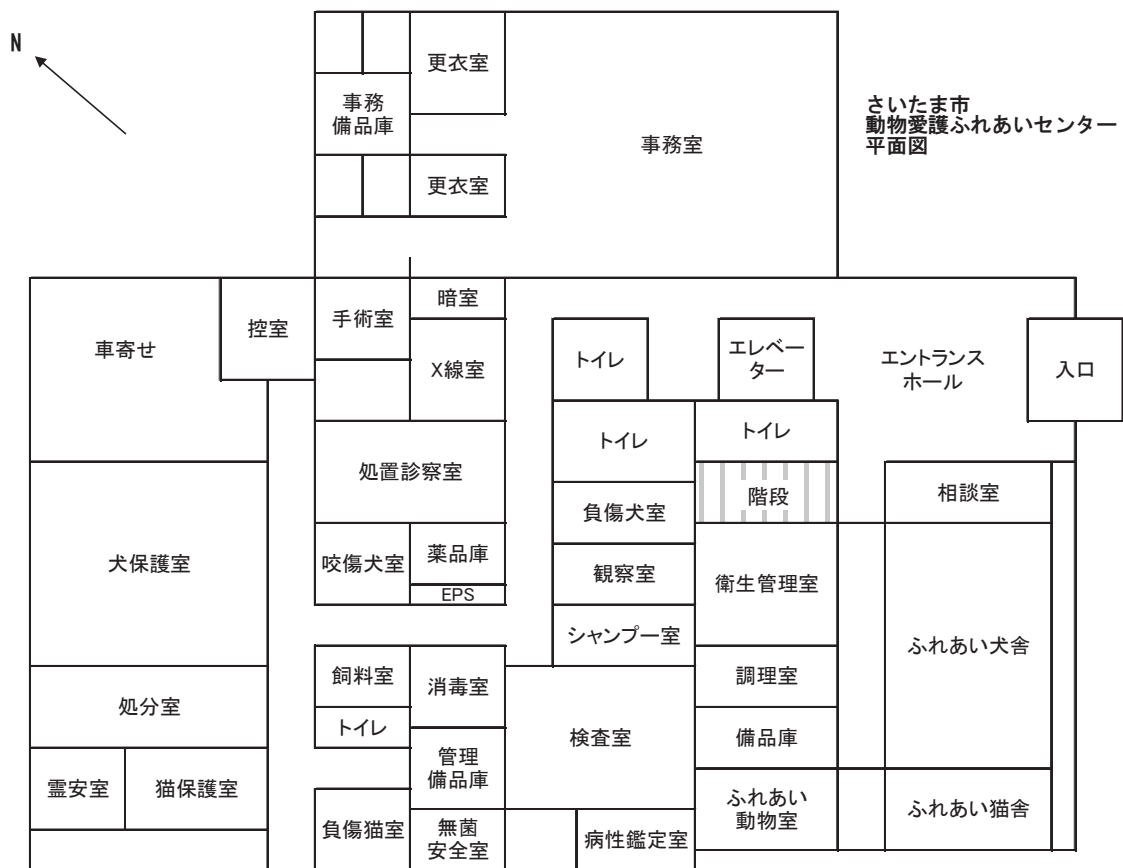
区名	世帯数	人口	面積(k m ²)	区名	世帯数	人口	面積(k m ²)
西区	39,717	90,499	29.12	桜区	45,396	95,711	18.64
北区	67,282	147,067	16.86	浦和区	74,072	163,176	11.51
大宮区	56,775	117,591	12.80	南区	87,315	189,683	13.82
見沼区	73,242	162,950	30.69	緑区	53,374	125,912	26.44
中央区	47,473	101,351	8.39	岩槻区	50,229	112,139	49.17
市全体	594,875	1,306,079	217.43	(平成31年4月1日現在)			

(3) 施設概要

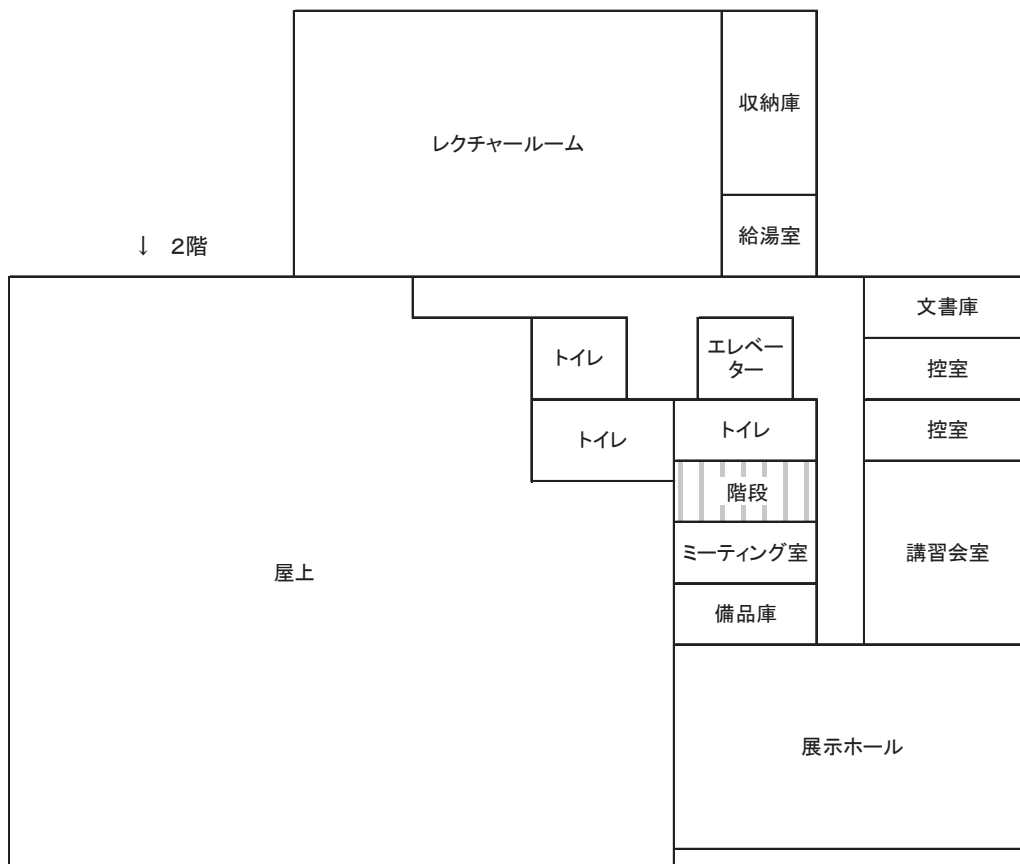


所在地	さいたま市桜区大字神田 ^{じんで} 950 番地 1
敷地面積	4,189.91 m ²
建築面積	1,021.69 m ²
建設費	798,105,000 円
施設規模	鉄骨造 2 階建て 延べ床面積 1,461.29 m ² (1 階 970.33 m ² 、2 階 490.96 m ²)
施設内の 主な部屋	(1 階) ふれあい犬舎 (40.32 m ²)、ふれあい猫舎 (16.00 m ²)、 犬保護室 (59.86 m ²)、猫保護室 (15.75 m ²)、 処置診療室 (23.20 m ²)、検査室 (34.77 m ²)、相談室 (9.60 m ²)、事務 室 (133.50 m ²)、その他 (670.35 m ²) (2 階) レクチャールーム (150.00 m ²)、展示ホール (92.80 m ²)、 講習会室 (38.40 m ²)、その他 (209.76 m ²)
附属施設	ふれあい広場 (1,281.98 m ²) 駐輪場 (20 台) 公用車駐車場 (5 台)、 駐車場 (26 台) 身体障害者用駐車場 (1 台)



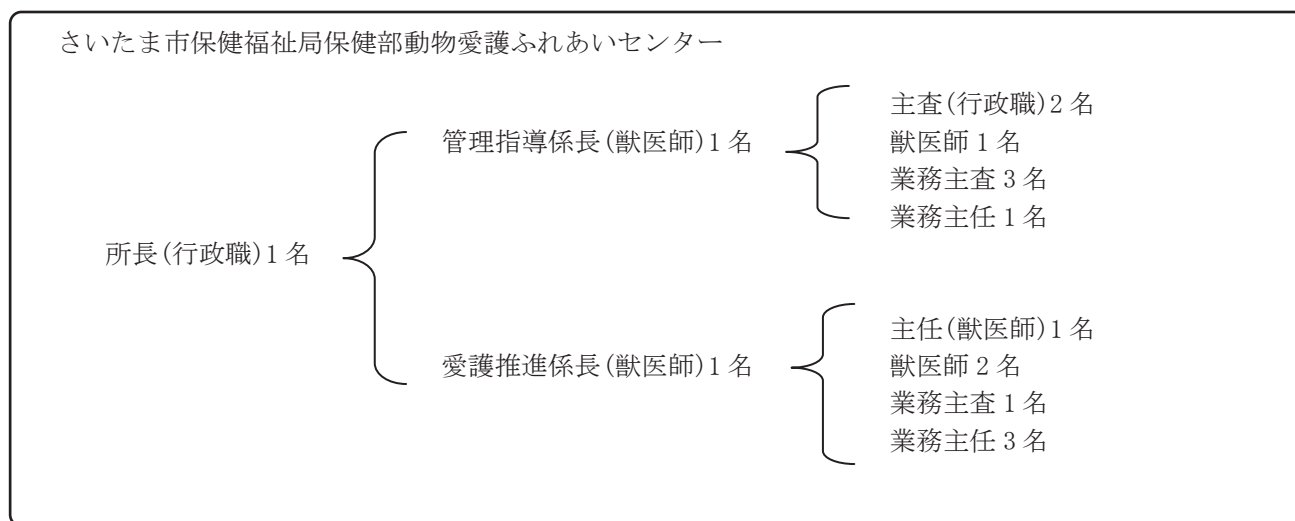


↑ 1階



(4) 組織と職員構成及び業務内容

【組織】



【事務分掌】

- ・動物の愛護思想及び適正な飼養に関する知識の普及及び啓発
- ・動物取扱業の登録・検査
- ・特定動物の飼養又は保管の許可
- ・犬及び猫の引取り及び収容
- ・犬の登録及び狂犬病予防注射
- ・狂犬病の鑑定及びこれに伴う犬の収容
- ・動物に係る人と動物の共通感染症の調査研究
- ・センターに収容した犬・猫等の動物の管理、公示及び処分
- ・動物の飼養又は収容の届出及び許可

(5) 管轄区域

さいたま市内全域 (217.43k m²)

- さいたま市役所
- ◎ 動物愛護ふれあいセンター
- ・ 区役所



(6) 事業予算及び手数料

【事業予算】

《歳入》

《歳出》

科目	平成 30 年度 予算額(円)	平成 30 年度 決算額(円)
保健衛生 使用料	8,000	10,650
保健衛生 手数料	39,072,000	38,214,960
衛生費 雑入等	63,000	64,028
合計	39,143,000	38,289,638

事業	平成 30 年度 予算額(円)	平成 30 年度 決算額(円)
動物愛護 指導事業	44,773,000	40,877,142
センター管理 運営事業	23,792,000	19,805,562
合計	68,565,000	60,682,704

【手数料等】

《犬の登録・狂犬病予防注射済票交付関係手数料》

登録（鑑札交付）にかかる費用	1 頭につき	3,000 円
鑑札再交付にかかる手数料	1 頭につき	1,600 円
狂犬病予防注射済票交付にかかる手数料	1 頭につき	550 円
狂犬病予防注射済票再交付にかかる手数料	1 頭につき	340 円
犬の原簿記載事項証明にかかる費用	1 件につき	300 円

《引取手数料》

犬・猫	生後 90 日以上	1（頭、匹）	2,050 円
	生後 90 日未満	10（頭、匹） 単位	2,050 円

《返還及び保管にかかる費用》

返還に要する費用	1（頭、匹）につき	3,590 円
保管に要した費用	1（頭、匹）につき	510 円／日

《動物取扱業登録等申請・特定動物飼養保管許可等申請》

第一種動物取扱業登録・特定動物飼養許可	1 件につき	16,000 円
上記につき同時に申請されるもの	1 件につき	8,000 円
第一種動物取扱業登録更新・特定動物継続飼養許可	1 件につき	10,000 円
上記につき同時に申請されるもの	1 件につき	5,000 円
動物取扱責任者研修会受講料	1 人につき	3,000 円

《化製場法にかかる動物の飼養（収容）許可申請》

動物の飼養・収容許可	1 件につき	8,000 円
------------	--------	---------

第2章 事業の概要

1. 動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）

(1) ふれあい事業実施状況

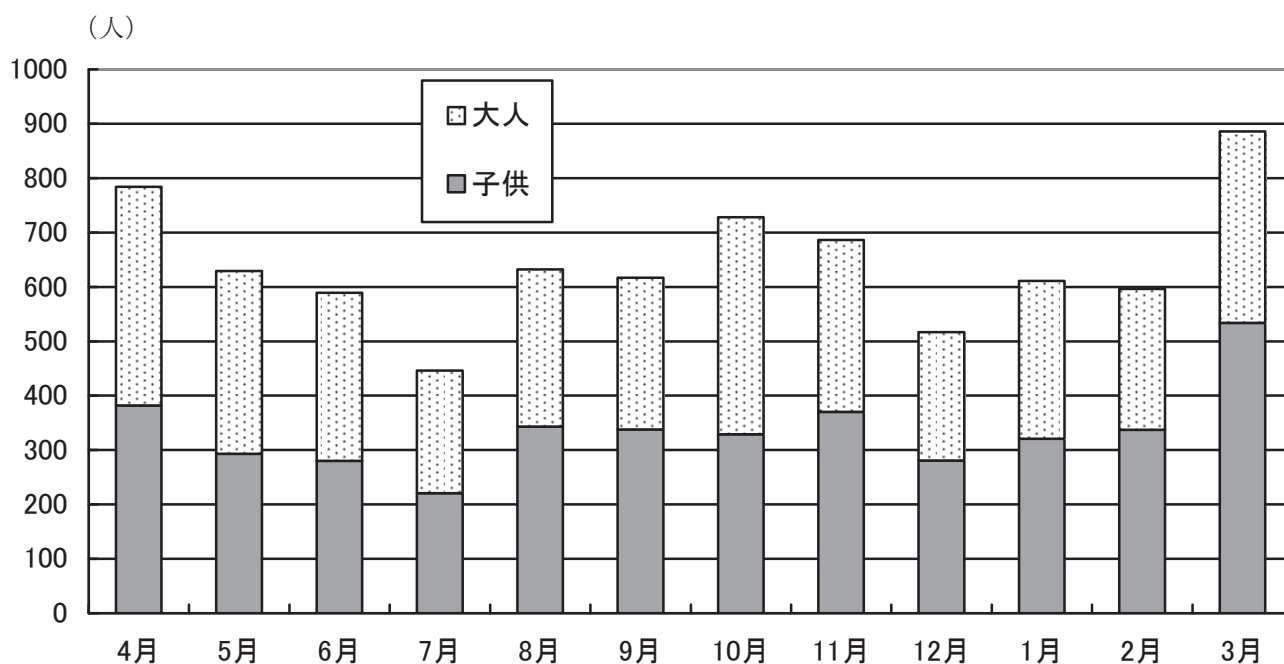
【日常ふれあい】

来館者を対象に、動物を飼うために必要なことや動物の習性、正しい接し方を教えるとともに、動物とふれあうことにより動物が活着いることを感じ、命あるものを大切にする心を育てるよう、動物愛護精神の普及啓発に努めました。



【月別・世代別ふれあい来館者数（動物ふれあいフェスティバルの来館者除く）】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来館者(人)		784	629	589	446	632	617	728	686	517	611	596	886	7,721
内訳	大人	402	336	309	225	289	279	399	316	236	290	259	352	3,692
	子供	382	293	280	221	343	338	329	370	281	321	337	534	4,029
開館日数		25	23	26	25	26	24	25	24	23	23	23	26	293



【団体ふれあい実施状況】

事前に申込みのあった児童養護施設、保育園、幼稚園等については、団体ふれあい教室を実施しました。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加団体数	1	0	1	1	1	3	7	5	2	3	1	4	29
参加者数（人）	9	0	15	11	15	52	127	102	17	52	29	105	534

【見学】

他自治体や動物専門学校など団体の視察、小・中学生の夏休み自由研究や大学生の卒業論文のための見学など、事前に申し込みがあった見学を希望する団体及び個人に対して、施設を案内し、質問等に答えました。

区 別	見学回数（回）	見学者数（人）
団体	13	181
個人	8	13
計	21	194



(2) 職場体験教室実施状況

実施年月日	学校名	人数（人）
平成30年6月20日～22日	八王子中学校	5
平成30年7月10日～12日	南浦和中学校	6
平成30年7月10日	※大成中学校	3
平成30年8月8日	市内小学生	14
平成30年8月15日	市内小学生	14
平成30年9月4日～6日	与野西中学校	5
平成31年1月31日	大宮商業高校	4
平成31年2月5日～7日	大久保中学校	2
平成31年2月7日～8日	埼玉大学教育学部附属中学校	2
平成31年3月12日～14日	国際ペットワールド専門学校	1
計		56

(※) 区役所の職場体験教室の一環として実施。

【夏休み小学生職場体験教室】

夏休み期間中の小学校5・6年生の児童を対象に、センターの施設を利用して動物の飼養管理や接し方等の体験をしてもらうとともに、命の大切さや動物の愛護・共生について学んでもらいました。



＜施設見学＞



＜シャンプー体験＞

【中学生職場体験教室（未来くるワーク体験）】

さいたま市内の中学校で実施している「未来くるワーク体験」により、中学生の受け入れを行いました。また、私立中学校からの生徒も同様に受け入れました。センターで行われている事業を、動物の飼養管理を中心に体験することで、動物を飼養することの楽しさ、大変さ、適正な動物の飼い方、動物愛護精神、命を大切にすることを学んでもらいました。



＜清掃体験＞



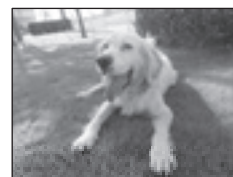
＜健康診断体験＞

(3) 犬・猫の譲渡事業実施状況

動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることを目的に、飼養希望者に対して譲渡を行いました。飼養希望者には、動物の習性・しつけ並びに関連法令等について講習を実施し、模範的な飼い主になっていただくように努めました。

犬			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般譲渡	講習会	開催数	0	1	0	0	1	0	1	0	2	2	1	0	8
		受講組数（組）	0	7	0	0	1	0	1	0	2	2	2	0	15
		受講者数（人）	0	14	0	0	2	0	2	0	2	4	3	0	27
	譲渡会	開催数	0	2	2	0	0	2	2	0	2	2	1	0	13
		参加組数（組）	0	13	2	0	0	2	2	0	2	3	5	0	29
		参加者数（人）	0	31	3	0	0	4	4	0	2	5	8	0	57
団体譲渡（組）			3	1	2	0	1	2	2	1	0	1	0	1	14
譲渡総数（匹）			3	4	5	0	1	4	5	2	2	4	2	1	33
内訳 （うち団体譲渡）		成犬	3 (3)	1 (0)	4 (2)	0 (0)	1 (1)	4 (2)	5 (3)	2 (1)	2 (0)	4 (2)	2 (0)	1 (1)	29 (15)
		仔犬	0 (0)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

猫			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般譲渡	講習会	開催数	0	0	1	1	3	2	1	0	2	1	0	0	11
		受講組数（組）	0	0	1	1	3	4	1	0	6	3	0	0	19
		受講者数（人）	0	0	2	1	5	5	1	0	11	4	0	0	29
	譲渡会	開催数	0	0	2	0	3	2	1	1	3	1	1	2	16
		参加組数（組）	0	0	2	0	3	2	1	1	7	6	1	2	25
		参加者数（人）	0	0	3	0	5	4	2	2	13	9	2	2	42
団体譲渡（組）			1	3	0	2	5	1	2	2	1	0	0	0	17
譲渡総数（匹）			3	7	2	5	22	3	3	3	7	2	1	2	60
内訳 （うち団体譲渡）		成猫	0 (0)	1 (1)	2 (0)	0 (0)	9 (9)	3 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	21 (12)
		子猫	3 (3)	6 (6)	0 (0)	5 (5)	13 (10)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	6 (4)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	39 (31)



(4) 動物愛護団体の譲渡活動支援

市内で飼い主のいない犬や猫の譲渡活動を行っている団体や個人の方への支援の一環として、動物愛護ふれあいセンターを譲渡会のために提供するとともに譲渡会を広報しました。

実施年月日	回数	譲渡動物
		(頭)
平成 30 年 4 月	猫 1 回	猫 3
平成 30 年 5 月	猫 1 回	猫 1
平成 30 年 6 月	猫 2 回	猫 7
平成 30 年 7 月	猫 2 回	猫 4
平成 30 年 8 月	猫 1 回	猫 5
平成 30 年 9 月	猫 2 回	猫 5
平成 30 年 10 月	猫 2 回	猫 1
平成 30 年 11 月	猫 3 回	猫 3
平成 30 年 12 月	猫 2 回、犬 1 回	猫 7、犬 7
平成 31 年 1 月	猫 3 回	猫 3
平成 31 年 2 月	猫 2 回	猫 3
平成 31 年 3 月	猫 3 回	猫 6
計		55



(5) 動物の適正飼養教室実施状況

正しい飼い方やしつけ方が犬・猫の飼い主に普及することにより、人とペットが共存して生活できる豊かな地域社会を築くことを目的として各教室を開催しました。



< 犬のしつけ方教室（実技） >



< 犬のしつけ方教室（講義） >

形式	実施年月日	組数 (組)	人数 (人)
実技	平成 30 年 5 月 26 日	4	10
	平成 30 年 6 月 30 日	9	21
	平成 30 年 7 月 28 日	6	12
	平成 31 年 1 月 19 日	7	14
	平成 31 年 2 月 23 日	9	17
	平成 31 年 3 月 23 日	10	17
	小計	45	91
講義・デモ	平成 30 年 9 月 30 日 (犬)	22	47
	平成 30 年 9 月 30 日 (猫)	24	36
	平成 30 年 12 月 15 日 (犬)	31	53
	小計	77	136
合計		122	227

(6) 犬とのふれあい方教室

犬との間違ったふれあい方が原因で咬傷事故にあわないように、小学校低学年生を対象に日本獣医生命科学大学の学生によるゲーム・寸劇や犬とのふれあいを通じて、犬との正しい接し方を学んでもらいました。

実施年月日	参加組数	参加者数
平成 30 年 8 月 22 日	29 組	54 人



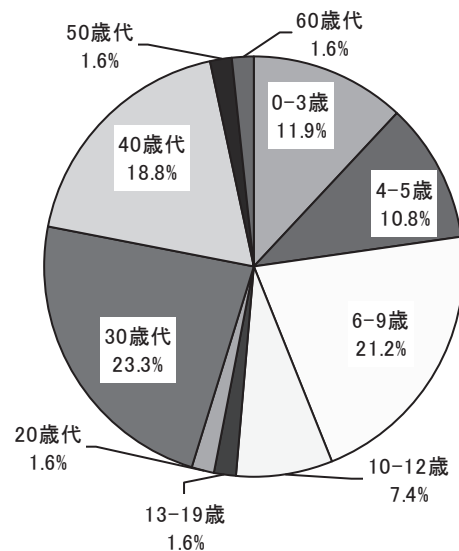
(7) 動物ふれあいフェスティバル

センターの認知度向上と動物愛護についての関心と理解を深めるため、「動物ふれあいフェスティバル」を実施しました。

○開催日：平成30年9月30日（日）

○開催場所：さいたま市動物愛護ふれあいセンター

○来場者数：208組 629人（推定）



《来場者世代別内訳》

【実施内容】

常設コーナー

- ・ パネル展示
- ・ クイズ・スタンプラリー
- ・ 譲渡動物写真展示コーナー

特別セミナー

- ・ 犬のしつけ方教室



- ・ 猫の飼い方教室



ふれあいコーナー

- ・ ふれあい動物の紹介
- ・ ドッグパフォーマンスタイム
- ・ 犬とのふれあい
- ・ 乗馬体験



(8) 市民講座、講演

動物行政の現状やペットの高齢化問題、野良猫対策など、市民の関心が高い話題について市民講座を行いました。また、学校やマンション管理組合の要請を受けて、動物を飼う人に大切なルールとマナーについて出張を含む講演を行いました。

《市民講座》

実施年月日	テーマ	対象	人数(人)
平成 31 年 1 月 26 日	犬のしつけ方講座～咬みと吠えの予防と治療～	市民	95
計			95

《講演》

実施年月日	テーマ	対象	人数(人)
平成 30 年 8 月 21 日	不幸な命を減らすために	小学生	19
平成 30 年 12 月 26 日	不幸な命を減らすために	小学生	62
平成 30 年 12 月 28 日	不幸な命を減らすために	小学生	24
平成 31 年 1 月 31 日	ペットの災害対策について	市民	9
計			114

2. 犬、猫等に関する事業

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

平成30年度末時点の犬の登録数は昨年度末より671頭減少して60,066頭でした。また、平成30年7月末の時点で狂犬病予防注射を確認できなかった登録犬の飼い主に対し、狂犬病予防注射を促す通知を送付しました。

(再通知件数：17,994件)



【犬の登録頭数および狂犬病予防注射頭数】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
登録頭数	4,876	6,361	5,162	8,766	4,283	4,252	5,932	7,009	6,570	6,855	60,066
うち新規登録頭数	231	441	370	465	315	236	329	357	508	402	3,654
注射頭数	3,142	4,944	4,459	5,404	3,509	2,448	4,808	4,582	4,466	4,483	42,245
接種率	64.4%	77.7%	86.4%	61.7%	81.9%	57.6%	81.1%	65.4%	68.0%	65.4%	70.3%

(平成31年3月末現在、単位：頭)

(2) 収容に係る業務

放浪犬等による危害・被害を防止するため、市民等からの捕獲・保護依頼に基づき迅速に対処しました(捕獲)。また、負傷や病気によって動けなくなっている飼い主のわからない犬・猫については、発見者からの通報に基づき保護し応急処置を行いました(負傷犬・猫)。

やむを得ない事情で飼えなくなった犬・猫については、致死処分になる可能性が高いことを十分に説明し、放置、捨て置きなどで生じる問題を未然に防ぐ目的で、センター窓口にて引取りを行いました(所有者からの引取り)。

迷子猫等、所有者が判明しない猫については、その拾得者等からセンター窓口で引渡しを受けました(所有者不明の引取り)。また、警察等に保護された捨て猫等の所有者がいない猫についても所有者が判明しない猫に準じて引取りを行いました。

センターに収容された所有者の判明しない犬・猫は元の飼い主を探すために、全区役所の掲示板で公示を行いました。飼い主が判明した際は、適正飼養について指導し、所定の手数料を徴収した後、直ちに返還しました。

【犬の収容数】

犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
捕獲	8	6	9	4	8	3	11	14	13	14	5	10	105
負傷犬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
所有者からの引取り	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	5
譲渡後返還(出戻り)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
計	11	6	9	4	8	4	11	14	13	17	5	10	112

(単位：頭)

【猫の収容数】

猫	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
所有者不明の引取り	3	14	10	6	3	7	2	3	0	0	0	0	48
負傷猫	2	5	9	2	3	6	10	4	0	5	4	7	57
所有者からの引取り	1	0	11	5	1	0	0	0	0	1	0	3	22
譲渡後返還（出戻り）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	19	30	13	7	13	12	7	0	6	4	10	127

（単位：頭）

【収容された犬・猫の成子内訳】

犬	区分	内訳	頭数	合計
	捕獲	成犬	100	105
		子犬	5	
	負傷犬	成犬	1	1
		子犬	0	
	所有者からの引取り	成犬	5	5
		子犬	0	
猫	譲渡後返還（出戻り）	成犬	1	1
		子犬	0	
	合計	成犬	107	112
		子犬	5	
	区分	内訳	頭数	合計
	所有者不明の引取り	成猫	2	48
		子猫	46	
	負傷猫	成猫	39	57
		子猫	18	
	所有者からの引取り	成猫	16	22
		子猫	6	
	譲渡後返還（出戻り）	成猫	0	0
		子猫	0	
	合計	成猫	57	127
		子猫	70	

（単位：頭）

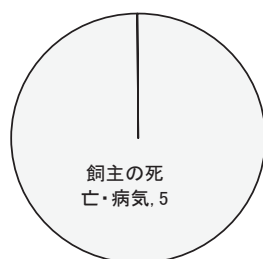
【収容された犬・猫の品種内訳】

犬	品種	頭数(頭)	割合(%)
	雑種	47	42.0%
	柴犬	23	20.5%
	ミニチュアダックスフント	6	5.4%
	その他	36	32.1%

猫	品種	頭数(頭)	割合(%)
	雑種	126	99.2%
	ロシアンブルー	1	0.8%

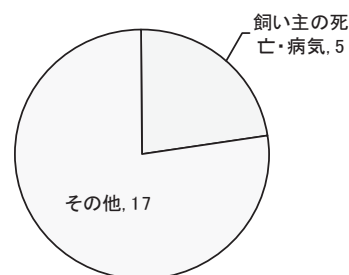
【所有者からの犬・猫の引取り理由（複数理由あり）】

犬



（単位：件）

猫



（単位：件）

(3) 動物の管理・処分業務

センターに収容された動物については、適正な飼養管理を行いました。

5日間の公示期間を過ぎても飼い主の判明しなかった犬・猫及び飼い主から引き取られた犬・猫については、新しい飼い主に譲渡するよう努めました。が、攻撃的な性格や重い病気、ケガなど譲渡に適さないと判断した場合は、殺処分しました。

【犬・猫の処分内訳】

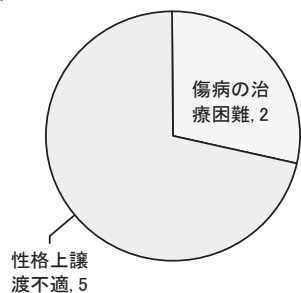
犬	区分	内訳	頭数	
	返還	成犬 子犬	70 0	70
	譲渡	成犬 子犬	29 4	33
	死亡	成犬 子犬	2 0	2
	殺処分	成犬 子犬	7 0	7
	所有者からの 引取り取下げ	成犬 子犬	0 0	0
	合計	成犬 子犬	108 4	112

猫	区分	内訳	頭数	
	返還	成猫 子猫	2 0	2
	譲渡	成猫 子猫	21 39	60
	死亡	成猫 子猫	31 27	58
	殺処分	成猫 子猫	6 0	6
	所有者からの 引取り取下げ	成猫 子猫	0 0	0
	合計	成猫 子猫	60 66	126

(単位：頭)

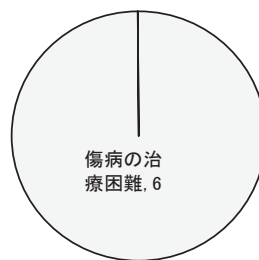
【処分理由（複数理由あり）】

犬



(単位：件)

猫



(単位：件)

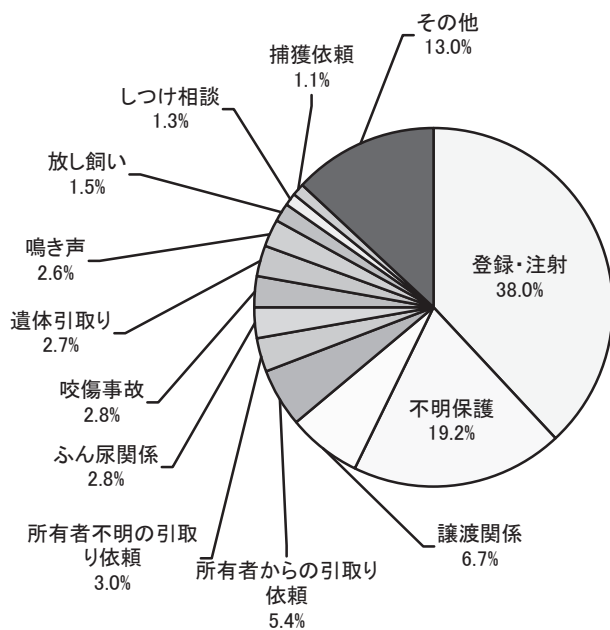
(4) 動物に関する相談

犬・猫に関する相談や苦情を窓口及び電話で受け付けました。犬・猫の不適切な飼い方による事故及びトラブル等を防ぐために、適切な指導を現場、窓口、電話にて行いました。また、広報紙、ホームページ、チラシ、リーフレット及び看板等を活用して、正しい飼い方の啓発に努めました。

【犬に関する相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
登録・注射	293	156	169	76	88	183	94	66	62	63	65	278	1,593
不明保護	82	72	78	67	61	56	69	70	66	81	47	54	803
譲渡関係	34	29	20	19	21	17	27	34	32	18	17	14	282
所有者からの引取り依頼	23	15	23	32	22	18	13	19	9	24	13	14	225
所有者不明の引取り依頼	10	11	10	13	9	2	11	9	10	15	11	13	124
捕獲依頼	10	1	6	2	0	1	1	2	17	2	3	0	45
糞尿関係	13	12	7	5	8	7	13	11	11	18	9	5	119
鳴き声関係	10	12	4	9	4	9	11	13	7	14	11	5	109
咬傷事故	9	17	15	15	6	6	8	13	4	5	9	10	117
放し飼い	7	6	6	9	1	0	6	4	3	6	12	1	61
しつけ相談	5	7	3	8	2	2	5	5	9	7	2	0	55
遺体の引取	5	10	9	20	8	7	12	11	11	10	9	2	114
その他	33	61	61	53	51	44	37	63	48	49	28	17	545
計	534	409	411	328	281	352	307	320	289	312	236	413	4,192

(単位：件)



【犬による咬傷事故の届出件数】

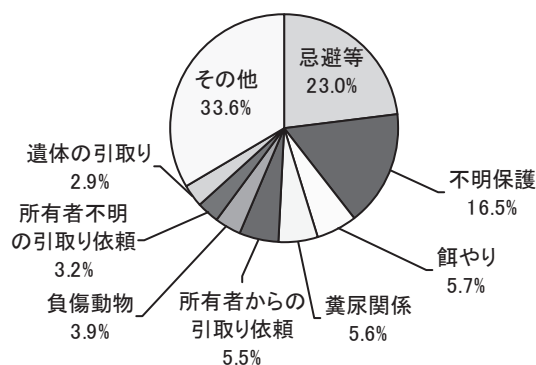
咬傷事故発生時における犬の状況					計	咬傷事故発生時における被害者の状況						計
犬舎等に けい留中	けい留し て運動中	放し飼い	野犬 (放浪犬)	その他		犬に手を 出した	けい留しよ うとした	配達・訪 問等の際	通行中	遊戯中	その他	
7	25	8	0	6	46	6	3	5	22	3	7	46

(単位：件)

【猫に関する相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
不明保護	69	79	68	60	52	47	68	46	45	32	50	57	673
所有者からの引取り依頼	18	22	22	21	11	20	14	31	18	17	14	17	225
所有者不明の引取り依頼	15	28	18	8	20	10	14	6	1	6	1	2	129
忌避等	65	150	164	142	111	72	86	35	15	29	42	26	937
糞尿関係	24	18	21	23	28	11	36	16	14	11	20	7	229
餌やり	18	20	24	19	13	34	32	33	22	5	8	6	234
負傷動物	17	20	32	12	13	15	19	9	1	5	5	12	160
遺体の引取り	8	10	7	6	11	22	8	9	6	17	9	6	119
その他	144	161	146	99	123	112	97	112	114	96	91	75	1,370
計	378	508	502	390	382	343	374	297	236	218	240	208	4,076

(単位：件)



【その他動物に関する相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
負傷動物	1	0	6	3	3	2	2	0	5	2	6	0	30
捕獲・駆除	0	3	1	0	0	2	2	0	0	3	4	4	19
野生動物への対応方法	4	16	22	10	3	11	3	6	7	7	14	6	109
引渡し・引取り	3	5	2	1	2	0	0	0	1	0	1	5	20
不明保護	4	2	2	5	3	0	3	2	0	0	3	6	30
その他	7	10	29	21	10	13	9	15	32	11	20	10	187
計	19	36	62	40	21	28	19	23	45	23	48	31	395

(単位：件)

3. 動物取扱業及び特定動物に係る業務

(1) 動物取扱業に関する業務

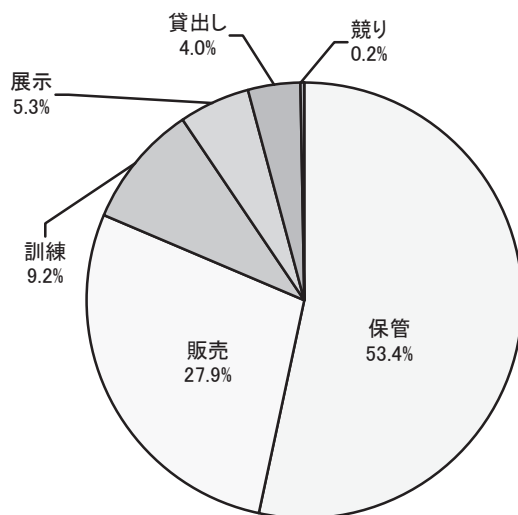
営利を目的とする販売、保管、訓練、展示、貸出し及び競りの6業種いずれかの動物取扱業を営む場合、第一種動物取扱業として登録が義務付けられています。また、平成24年9月の法改正により、従来は規制対象外であった非営利の動物取扱業（公立の無料動物園など）が第二種動物取扱業として届出の対象となりました。これらの施設の登録事務及び施設への立入調査を行いました。

【第一種動物取扱業の登録状況（区別）】

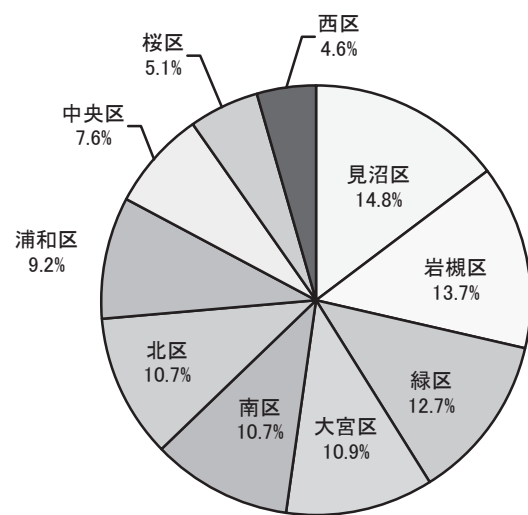
		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数(件)		18	42	43	58	30	20	36	42	50	54	393
業種 (件)	販売	8	16	15	23	9	7	11	11	14	32	146
	(うち犬猫販売*)	(7)	(13)	(9)	(15)	(7)	(6)	(5)	(10)	(8)	(20)	(100)
	(うち繁殖あり*)	(6)	(8)	(6)	(11)	(4)	(5)	(4)	(7)	(4)	(16)	(71)
	保管	10	30	30	41	25	17	28	36	38	25	280
	訓練	4	3	3	9	2	3	6	3	12	3	48
	展示	1	2	6	7	2	0	2	2	5	1	28
	貸出し	2	3	4	2	1	1	2	0	4	2	21
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計		25	54	58	82	39	28	49	52	73	64	524

*1 販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

*2 犬猫等販売業者のうち繁殖を行う業者の内訳。



＜業種ごとの登録状況＞



＜区別の登録状況＞

【平成 30 年度第一種動物取扱業新規登録状況】

		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数(件)		1	4	8	9	5	0	3	2	12	4	48
業種 (件)	販売	1	2	1	2	1	0	1	1	2	3	14
	(うち犬猫販売 ^{*1})	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(3)
	(うち繁殖あり ^{*2})	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(2)
	保管	0	2	4	4	3	0	3	1	6	0	23
	訓練	0	0	0	3	1	0	0	0	2	1	7
	展示	0	1	2	4	2	0	0	0	2	0	11
	貸出し	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	3
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1	6	8	13	7	0	4	2	13	4	58

*1 販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

*2 犬猫等販売業者のうち繁殖を行う業者の内訳。

【立入検査状況】

第一種動物取扱業施設について、立入検査を実施しました。

		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数(件)		1	8	12	29	11	3	13	7	11	15	110
業種 (件)	販売	0	4	7	22	7	3	10	4	5	12	74
	(うち犬猫販売 [*])	(0)	(4)	(4)	(18)	(6)	(3)	(7)	(4)	(5)	(11)	(62)
	保管	1	5	7	9	8	2	8	6	7	7	60
	訓練	0	1	2	4	0	0	1	0	3	0	11
	展示	0	0	3	7	1	0	2	0	2	0	15
	貸出し	0	4	2	5	1	2	3	0	2	0	19
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	14	21	47	17	7	24	10	19	19	179

*販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

【動物取扱業の苦情相談件数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
相談数	80	71	84	52	49	54	96	129	47	51	83	55	851

(単位：件)

【動物取扱責任者研修会】

登録している第一種動物取扱業者に選任された動物取扱責任者に対し、プラザウエスト（さいたま市桜区道場）及び動物愛護ふれあいセンターにおいて動物取扱責任者研修会を実施しました。

実施回数	実施年月日	会場	人数(人)
第 1 回	平成 30 年 11 月 7 日	プラザウエスト	188
第 2 回	平成 30 年 11 月 22 日	プラザウエスト	166
第 3 回	平成 31 年 2 月 27 日	動物愛護ふれあいセンター	27
第 4 回	平成 31 年 3 月 16 日	動物愛護ふれあいセンター	46*
計			427

*市外からの受講者 30 名含む。

【第二種動物取扱業者の届出状況】

平成 24 年 9 月の法改正により、非営利の動物取扱施設（公立の動物園や動物愛護団体の収容施設など）が第二種動物取扱業として届出対象になりました。

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数	0	2	1	3	1	2	2	1	2	1	15
業種 (件)	譲渡し	0	1	0	2	1	2	2	1	1	11
	保管	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	展示	0	1	1	1	0	0	1	0	1	5
	貸出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	1	3	2	2	4	1	2	18

(2) 特定動物の飼養・保管状況

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）を飼養又は保管しようとする場合、事前に許可が必要です。

【飼養・保管状況】

平成 31 年 3 月末時点の特定動物の飼養・保管許可施設数および飼養頭数は以下の通りです。

許可件数（件）			28	
施設数（件）			17	
動物種			許可頭数	実飼養頭数
内 訳	ほ 乳 類	ツキノワグマ	2	2
		ブチハイエナ	3	3
		クロクモザル	1	1
		ケナガクモザル	10	6
		ニホンザル	13	10
		シシオザル	8	6
	は 虫 類	インドニシキヘビ	2	1
		アミメニシキヘビ	4	2
		ビルマニシキヘビ	5	2
		ボアコンストリクター	5	5
		オオアナコンダ	2	1
		ブラジルカイマン	4	1
		メガネカイマン	5	2
		コビトカイマン	4	0
		ワニガメ	16	5
	計		84	47

（単位：頭）

(3) 動物の飼養（収容）許可

化製場等に関する法律第9条第1項の規定により、人口密集地など市長が指定する区域内において特定の種類の動物を一定数以上飼養又は収容する場合は許可が必要です。さいたま市では主に動物取扱業者と畜産農家が許可を取得しています。

【許可件数】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
犬（10頭以上）	4	12	16	12	13	7	10	9	13	10	106
牛（1頭以上）	1	0	0	4	0	1	0	0	0	0	6
馬（1頭以上）	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
豚（4頭以上）	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
めん羊（4頭以上）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
山羊（4頭以上）	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
鶏（100羽以上）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
あひる（50羽以上）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	13	18	20	13	8	10	9	13	11	120

（単位：件）

(4) 多数の動物の飼養に係る届出

平成25年9月1日に改正されたさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第9条の2の規定により、犬および猫を個別又は合計で10頭以上飼育する場合は届出が必要になりました。（第一・二種動物取扱業者および動物の飼養（収容）許可取得済み施設は届出義務の対象外）

【区別の届出状況】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
犬猫合計で10頭以上	0	0	0	3	0	1	2	0	2	0	8
犬のみ10頭以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
猫のみ10頭以上	0	0	0	2	1	6	1	2	1	3	16
計	0	0	0	5	1	7	3	2	3	3	24

（単位：件）

第3章 統計資料集

1. 畜犬登録数、狂犬病予防注射接種数

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
登録数	西区	5,051	5,104	5,043	5,004	4,876
	北区	6,393	6,430	6,495	6,439	6,361
	大宮区	5,173	5,252	5,203	5,231	5,162
	見沼区	9,229	9,223	9,028	8,916	8,766
	中央区	4,144	4,246	4,288	4,355	4,283
	桜区	4,242	4,318	4,272	4,298	4,252
	浦和区	5,844	5,983	5,947	5,971	5,932
	南区	6,864	6,939	6,955	7,034	7,009
	緑区	6,285	6,380	6,439	6,525	6,570
	岩槻区	6,862	6,919	6,958	6,964	6,855
	全区合計	60,087	60,794	60,628	60,737	60,066
狂犬病予防注射数 (うち集合注射数)		42,432 (12,025)	42,633 (10,975)	42,553 (10,815)	42,742 (10,174)	42,245 (9,514)
接種率		70.6%	70.1%	70.2%	70.4%	70.3%
死亡届		3,315	3,357	3,392	3,572	4,421

(単位：頭)

2. 犬の捕獲等収容数及び処分数

			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
犬	収容数		184	169	133	106	112
	内訳	捕獲・保護	156	143	109	103	105
		負傷犬	4	3	11	1	1
		所有者からの引取り	24	22	13	2	5
		譲渡後返還（出戻り）	0	1	0	0	1
	処分数		192	167	129	109	112
	内訳	飼い主への返還数	71	95	69	75	70
		所有者からの引取り申請取下げ	2	0	0	0	0
		収容後死亡数	6	4	5	0	2
		譲渡数	96	59	45	28	33
		殺処分数	17	9	10	6	7
		（うち麻酔処分）	(17)	(9)	(10)	(6)	(7)
		（うちガス処分）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(単位：頭)

3. 猫の収容数及び処分数

			26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
猫	収容数		344	222	189	115	127
	内訳	所有者不明の引取り	210	102	125	66	48
		負傷猫	100	101	50	42	57
		所有者からの引取り	33	18	14	7	22
		譲渡後返還（出戻り）	1	1	0	0	0
	処分数		344	223	187	116	126
	内訳	飼い主への返還数	0	4	5	3	2
		所有者からの引取り申請取下げ	6	0	0	0	0
		収容後死亡数	173	70	51	33	58
		譲渡数	149	142	129	73	60
		殺処分数	16	7	2	7	6
		（うち麻酔処分）	(16)	(7)	(2)	(7)	(6)
		（うちガス処分）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

（単位：頭）

4. その他の動物の収容数及び処分数（すべて負傷動物として収容）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
負傷動物 収容数 （内訳）	6	1	1	0	1
	セキレイ 2 ニワトリ 1 ハト 1 ヨウム 1 フェレット 1	文鳥 1	ハト 1		ハト 1
返還数 （内訳）	0	0	1	0	1
			ハト 1		ハト 1
死亡数 （内訳）	1	1	0	0	0
	セキレイ 1	文鳥 1			
譲渡数 （内訳）	2	0	0	0	0
	セキレイ 1 ヨウム 1				
殺処分数 （内訳）	3	0	0	0	0
	ニワトリ 1 ハト 1 フェレット 1				

（単位：頭又は羽）

5. 犬・猫の譲渡事業

			26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
犬	講習会開催数（回）		14	13	9	8	8
	受講家族数（組）		51	39	46	21	15
	受講者数（人）		107	82	90	41	27
	譲渡会開催数（回）		21	15	7	6	13
	参加家族数（組）		69	37	39	15	29
	参加者数（人）		144	93	92	32	57
	団体譲渡（組）		38	23	22	12	14
	譲渡数（頭） （うち団体譲渡）	成犬	87 (56)	51 (35)	41 (24)	25 (17)	29 (15)
		子犬	9 (6)	8 (8)	4 (1)	3 (0)	4 (3)
		計	96 (62)	59 (43)	45 (25)	28 (17)	33 (18)

			26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
猫	講習会開催数（回）		23	30	15	8	11
	受講家族数（組）		46	36	17	8	19
	受講者数（人）		105	78	30	11	29
	譲渡会開催数（回）		29	32	20	9	16
	参加家族数（組）		51	39	22	10	25
	参加者数（人）		124	71	39	13	42
	団体譲渡（組）		18	23	29	23	17
	譲渡数（頭） （うち団体譲渡）	成猫	30 (11)	37 (17)	35 (18)	25 (16)	21 (12)
		子猫	119 (90)	105 (71)	94 (76)	48 (46)	39 (31)
		計	149 (101)	142 (88)	129 (94)	73 (63)	60 (43)

6. 月別来館者数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
26 年度	758	635	310	340	434	339(826 ※)	413	526	224	359	321	423	5,908
27 年度	393	470	258	330	405	403(953 ※)	657	510	382	537	581	584	6,463
28 年度	614	718	655	626	436	527(1,237 ※)	889	675	444	632	631	804	8,888
29 年度	808	638	476	553	791	603(470 ※)	541	699	537	573	665	922	8,276
30 年度	784	629	589	446	632	617(629 ※)	728	686	517	611	596	886	8,350

※カッコ内は動物ふれあいフェスティバルの来館者。

（単位：人）

7. 来館者・ふれあい教室参加者

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
来館者数（人）	5,908	6,463	8,888	8,276	8,350
（うち動物ふれあいフェスティバルの来館者数）	(826)	(953)	(1,237)	(470)	(629)
来館組数（組）	1,792	1,994	2,760	2,844	2,722
日常ふれあい教室開催数（回）	643	687	883	907	927
うち団体ふれあい教室開催数（回）	18	17	19	22	29

8. 苦情・相談件数

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	総数	8,236	9,315	10,137	9,932	9,514
犬	犬の苦情・相談総数	3,780	3,938	4,269	4,249	4,192
	捕獲依頼	65	63	80	58	45
	所有者からの引取り依頼	212	240	268	241	225
	所有者不明の引取り依頼	39	114	132	154	124
	放し飼い	70	75	69	88	61
	咬傷事故	96	82	116	154	117
	糞尿関係	128	146	138	148	119
	鳴き声関係	119	113	114	119	109
	不明保護	988	960	938	849	803
	譲渡関係	333	330	337	311	282
	登録・注射	1,312	1,499	1,628	1,468	1593
	遺体の引取り	114	77	74	92	114
	しつけ相談	95	56	97	83	55
	その他	209	183	278	484	545
猫	猫の苦情・相談総数	3,470	4,198	4,717	4,224	4,076
	所有者からの引取り依頼	202	237	312	264	225
	所有者不明の引取り依頼	453	516	372	175	129
	糞尿関係	413	417	297	281	229
	餌やり	217	219	221	260	234
	負傷動物	128	212	236	186	160
	不明保護	709	792	817	735	673
	忌避等	556	681	915	835	937
	遺体の引取り	172	174	186	142	119
	その他	620	950	1,361	1,346	1,370
	その他の動物の苦情・相談総数	391	471	416	543	395
	動物取扱業の苦情・相談件数	595	707	735	916	851

（単位：件）

9. 犬・猫の適正飼養教室参加者数

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
講義・デモ形式	1 回目	犬 54	犬 51	犬 33	犬 42	犬 47
	2 回目	猫 41	猫 23	猫 37	猫 21	猫 36
	3 回目	犬 39	犬 31	犬 20	犬 11	犬 53
	計	134	105	90	74	136
実技形式 (犬)	1 回目	4	14	16	12	10
	2 回目	6	20	21	13	21
	3 回目	5	16	17	20	12
	4 回目	17	14	23	20	14
	5 回目	20	26	17	21	17
	6 回目	19	17	18	24	17
	計	71	107	112	110	91
犬とのふれあい方教室		28	50	45	54	54
合計		233	262	247	238	281

(単位：人)

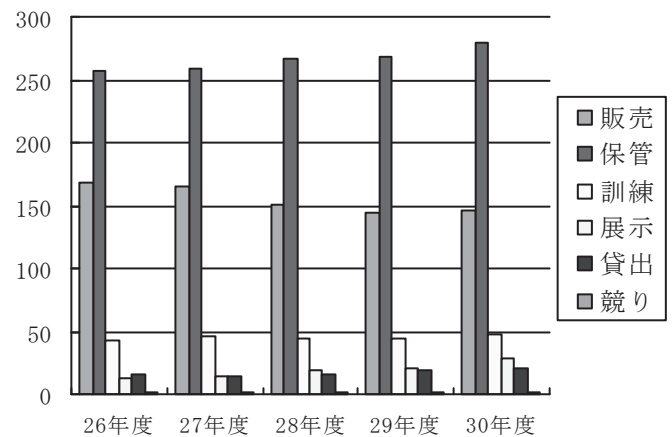
10. 職場体験教室・インターンシップ実施状況

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
小学生	開催回数(回)	2	3	1	2	2
	参加者数(人)	29	32	15	30	28
中学生	開催回数(回)	12	12	2	8	6
	参加者数(人)	58	51	12	32	23
高校生	開催回数(回)	0	4	1	2	1
	参加者数(人)	0	18	4	13	4
専門学生 大学生	開催回数(回)	1	0	0	0	1
	参加者数(人)	1	0	0	0	1
計 (人)		69	88	101	75	56

1 1. 第一種動物取扱業登録数の推移

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
販売	168	165	151	144	146
保管	257	258	267	268	280
訓練	43	46	44	45	48
展示	12	14	19	20	28
貸出	16	15	16	19	21
競り	1	1	1	1	1
計	497	499	498	497	524
施設数	385	383	384	377	393

(単位：件)



1 2. 動物取扱責任者研修会の開催状況

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
開催回数 (回)	4	4	4	4	4
参加者数 (人)	370	368	390	410	427

1 3. 特定動物（危険な動物）の飼養状況

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
哺乳類(頭)	中型サル	20	20	22	23
	クマ	2	2	2	2
	ネコ科	0	0	0	0
	ハイエナ	3	3	3	3
	哺乳類合計	25	25	27	28
爬虫類(頭)	大型ヘビ	8	11	11	11
	ワニ	10	10	4	3
	ドクトカゲ	3	3	1	0
	ワニガメ	11	11	13	5
	爬虫類合計	32	35	29	19
飼養数合計(件)		57	60	56	47
許可施設数(件)		19	21	19	17

※年度末時点での飼養・保管頭数

1 4 . 職 員 構 成

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
獣医師	6	7	6 (非常勤職員 1 人含む)	6	6
技能職	9 (越谷市派遣職員 1 人含む)	8	9 (非常勤職員 1 人含む)	9 (非常勤職員 1 人含む)	8 (非常勤職員 1 人含む)
行政職	3 (所長 1 人含む)	3 (所長 1 人含む)	3 (所長 1 人含む)	3 (所長 1 人含む)	3 (所長 1 人含む)
計	18	18	18	18	17

(単位：人)

1 5 . 主 な 事 務 手 数 料 歳 入 の 内 訳

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
犬の登録手数料 (3,000 円)	12,336,000	11,766,000	11,487,000	10,965,000
狂犬病予防注射済票交付手数料 (550 円)	23,423,400	23,427,250	23,730,850	23,439,350
犬の鑑札再交付手数料 (1,600 円)	625,600	587,200	574,400	657,600
狂犬病予防注射済票再交付手数料 (340 円)	21,080	20,400	23,460	28,220
犬・猫の引取手数料 (2,050 円) ※ ¹	73,800	55,350	18,450	24,600
収容動物の返還費用 (1 件 3,590 円) ※ ²	341,050	262,070	280,020	262,070
収容動物の飼養管理費 (1 日 510 円)	180,030	192,780	131,580	108,120
第一種動物取扱業登録・更新申請料 ※ ³	928,000	1,785,000	1,870,000	1,315,000
特定動物飼養・保管許可申請料 ※ ⁴	155,000	66,000	50,000	96,000
動物の飼養 (収容) 許可申請料 (8,000 円)	80,000	—	16,000	32,000
動物取扱責任者講習受講料 (3,000 円)	1,104,000	1,170,000	1,230,000	1,284,000
犬の原簿記載事項証明交付手数料 (1 件 300 円) ※ ⁵	5,700	8,400	9,600	3,000
犬・猫の不妊去勢手術に要する手数料	—	—	—	—
計	39,273,660	39,340,450	39,421,360	38,214,960

(単位：円)

※¹ 平成 26 年 4 月から犬・猫の引取り手数料が 2,000 円から 2,050 円に変更。

※² 平成 26 年 4 月から収容動物返還費用が 3,500 円から 3,590 円に変更。

※³ 登録手数料 16,000 円、2 件目以降は 1 業種 8,000 円、登録更新手数料 10,000 円、2 件目以降は 1 業種 5,000 円。

※⁴ 許可申請手数料 16,000 円、2 種目以降は 1 種 8,000 円、変更許可申請手数料 10,000 円。

※⁵ 平成 26 年 10 月から犬の原簿記載事項証明交付手数料が 200 円から 300 円に変更。



さいたま市保健福祉局保健部 動物愛護ふれあいセンター Animal Management & Welfare center
TEL : 048-840-4150 FAX : 048-840-4159 〒338-0812 さいたま市桜区大字神田950-1

この事業概要は 200 部作成し 1 部あたりの印刷経費は 670 円です